

○南会津町会津高原たかつえ雪室条例施行規則

平成18年 3 月20日

規則第139号

(趣旨)

第1条 この規則は、南会津町会津高原たかつえ雪室条例（平成18年南会津町条例第170号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 南会津町会津高原たかつえ雪室（以下「たかつえ雪室」という。）の休館日は、11月1日から4月30日までとする。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、町長の承認を得てたかつえ雪室の休館日を変更し、又は臨時に休館日に開館することができる。

(開館時間)

第3条 たかつえ雪室の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、町長の承認を得てたかつえ雪室の開館時間を変更することができる。

(利用の許可)

第4条 条例第6条の規定によりたかつえ雪室を利用しようとする者は、たかつえ雪室利用許可申請書（様式第1号）をあらかじめ指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をしたときは、たかつえ雪室利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(遵守事項)

第5条 たかつえ雪室を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 利用の許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。

- (2) 許可を受けずに会館内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の掲示等を行わないこと。
- (3) 許可を受けずに火気等を利用し、又は所定の場所以外において喫煙しないこと。
- (4) その他指定管理者が定める事項に違反しないこと。
- (その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の会津高原雪室施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年館岩村規則第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第4条関係)

たかつえ雪室利用許可申請書

年 月 日

指定管理者

申請人 住 所

団体名

氏 名

たかつえ雪室を次により利用したいので許可申請します。

利 用 目 的					
利 用 日 時	年 月 日 ()		午前・後 午前・後	時から 時まで	
利 用 責 任 者 名 及 び 利 用 人 数	人数 人				
利 用 責 任 者 の 連 絡 先	自 宅 勤 務 先	電話 —			
条 件 ・ 備 考					
受 付 月 日	月 日	許 可 月 日	月 日	許 可 番 号	第 号

様式第2号(第4条関係)

たかつえ雪室利用許可書

年 月 日

申請人 住 所

団体名

氏 名 様

指定管理者



たかつえ雪室の利用を次により許可します。

利 用 目 的			
利 用 日 時	年 月 日 ()	午前・後 午前・後	時から 時まで
利 用 責 任 者 名 及 び 利 用 人 数	人数 人		
利 用 責 任 者 の 連 絡 先	自 宅 勤 務 先	電話	—
条 件 ・ 備 考	1 当施設は、公共の建物ですから係員の指示に従って利用すること。 2 利用後の清掃等は、利用者側が行うこと。 3 万一建物、設備、備品等を破損したときは、係員に連絡し、指示に従うこと。		